

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	18
処分の種類	指定医療機関の指定取消又は効力の停止			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第51条第2項			
処分の概要	指定医療機関が生活保護法第51条第2項各号のいずれかに該当するとき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) 【参考】生活保護法第51条第2項第1号～第10号			
基準の制定根拠	-			